

労働安全衛生法の新規化学物質関連の 電子申請が義務化されます

労働安全衛生規則（安衛則）が改正され、
2026年7月1日より以下の手続について、
電子申請が原則義務化されます

- ① 新規化学物質の名称、有害性の調査の結果の届出
（安衛則第34条の4）
- ② 労働者が新規化学物質にさらされるおそれがない旨の確認申請等
（安衛則第34条の5、第34条の6）
- ③ 新規化学物質の有害性がない旨の確認申請
（安衛則第34条の8）
- ④ 少量新規化学物質の製造・輸入に係る確認申請
（安衛則第34条の10）

④の手続は、すでに電子申請を受け付けています。
④以外の手続は、2025年1月1日より電子申請
が可能となる予定です。

- いつでも申請が可能
- パソコン上で手続きが完了
- 電子署名・電子証明書は不要



GHSナビゲーション
キャラクター ケミちゃん



労働安全衛生法に基づく新規化学物質
関連手続きについては、こちらからご
覧いただけます。

